

給与支払報告書 提出の留意点

《eLTAX・光ディスクなどで提出する場合も、必ず御確認ください。》



川越市マスコットキャラクター
ときも

日頃、川越市の個人住民税の課税事務に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

令和6年度（令和5年分所得）給与支払報告書の提出期限は、**令和6年1月31日（水）**です。給与支払報告書は、個人住民税の課税資料となるほか、行政サービスの提供にあたって皆様の所得状況を把握する大切な基礎資料となります。以下の点に御注意いただき、期限内の提出をお願いします。

なお、**給与支払報告書（個人別明細書）は、給与所得者1人につき1枚を提出してください。**

1. 特別徴収について

所得税の源泉徴収を行っている事業所様には、毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、従業員などに代わって市町村に納めること（特別徴収）が法律で義務付けられています。

次の「普通徴収切替理由」の対象となる場合を除き、特別徴収として給与支払報告書の提出をお願いします。

●普通徴収切替理由

略号	普通徴収切替理由	留意事項
普A	総従業員数が2人以下 (専従者・乙欄・退職者等を除く)	総従業員（他市町村に在住する従業員も含めた人数）のうち、普通徴収対象者（B～F）を除いた人数が2人以下の場合について、 <u>本市に在住している人数</u> （0, 1, 2のいずれかの数）を記入します。
普B	他の事業所で特別徴収（乙欄該当者）	乙欄であっても、他の事業所で特別徴収されていない方は、特別徴収となることがあります。
普C	給与が少なく税額が引けない方 (年間の給与支払額が9万5千円以下の場合など)	毎月の支払額が少なく特別徴収しきれない方などが該当します。 (非正規雇用というだけでは、これには該当しません。) ※ 川越市では、給与支払額が本市の均等割非課税基準額（9万5千円）以下の方について、切替理由Cで申し出をいただいた場合は普通徴収として取り扱います。
普D	給与の支払が不定期の方 (給与の支払が毎月でない方など)	1箇月を超える期間を定めて給与の支払を受けている方、給与のない月がある方などが該当します。
普E	事業専従者（個人事業主のみ対象）	専従者給与の支払を受けている方が該当します。
普F	退職者又は退職予定者（5月末日まで）	休職などにより、令和6年4月1日時点で給与の支払を受けない方を含みます。

- 普通徴収切替理由書による普通徴収の申し出がない場合は、原則特別徴収になります。
※ eLTAXで提出される場合は、普通徴収切替理由書の提出は不要です。
- 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に必ず上記の略号（普A・普Bなど）を記入してください（eLTAXなどの電子媒体で御提出いただく場合を含みます。）。
- 特別徴収対象者として御提出いただいた場合でも、課税内容などにより、普通徴収の決定をする場合があります。
- 普通徴収切替理由書の記入方法については、同封の「令和6年度給与支払報告書（総括表）」を参照してください。

裏面に続きます

2. eLTAX 又は光ディスクでの御提出について

前々年における給与所得の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が 100 枚以上 であるときは、eLTAX 又は光ディスク等による提出が義務付けられております。また、電子媒体による提出義務のない事業所様についても、eLTAX による提出に御協力をお願いします。

※ eLTAX により提出される場合は、川越市より送付した総括表の返送は不要です。

※ 今年度、eLTAX にて提出していただいた場合には、来年度の総括表は送付いたしませんので御了承ください。

● 提出時の注意点について

(1) eLTAX による重複提出の防止

同一年度の給与支払報告書を eLTAX で複数回御提出いただく場合は、2 回目以降は変更事由（追加・訂正・取消のいずれか）を選択し、変更分の個人別明細書のみお送りください。

(2) 特別徴収義務者指定番号の入力

特別徴収義務者指定番号は、事業所様を川越市の特別徴収義務者として特定するための重要な情報となります。すでに本市で特別徴収を行っていただいている場合は、必ず eLTAX の所定の箇所に特別徴収義務者指定番号の入力をお願いします。

(3) 令和 6 年度分以後の税額通知における変更点

令和 6 年度分以後の税額通知より、eLTAX を通じて特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データ（正本）での受取が可能となります。また、税額通知の受取方法についても電子データ（副本）が廃止され、電子データ（正本）又は書面（正本）のどちらか一方での受取になります。これに伴い、光ディスク等で給与支払報告書を提出した場合も返信用の光ディスク等による税額通知（副本）の送付は行いませんので御了承ください。

3. その他の留意点について

(1) 前職分の記入

年途中で再就職した方で前職分を含めて年末調整された場合は、必ず個人別明細書の摘要欄に、前職の支払金額・源泉徴収税額・社会保険料・支払者名称などを記入してください。

※ 御記入がない場合、正しく税額が算出されない場合がありますので、注意してください。

(2) 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

給与支払報告書提出後に従業員が退職、転勤等により異動し、給与の支払を受けなくなった場合は、速やかに「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」の提出をお願いします。

※ 提出がない場合、異動した従業員についても翌年度の特別徴収税額通知書において通知する場合がありますので、注意してください。

※ 現年度課税地と給与支払報告書の提出先が異なる場合は、それぞれに給与所得者異動届出書を提出してください。

◆お問合せ先◆ 〒350-8601 埼玉県川越市元町 1 丁目 3 番地 1
川越市役所 本庁舎 2 階 市民税課 市民税第二担当
電話 049-224-5640（直通）